

審査基準（公表用）

様式第3号
 所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和35年法律第145号						
手続名	販売従事登録	根拠条項	第36条の8第2項						
審査基準	販売従事登録は、佐賀県内において医薬品の販売又は授与に従事しようとする者であって、次に掲げる者について、法令に基づき審査し、適合する場合に登録する。 1 都道府県が実施する登録販売者試験に合格した者 2 薬種商販売業の許可を受けた者（当該許可の申請者が法人であるときは、その業務を行う役員及び政令で定めるこれに準ずる者とし、附則第17条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けたものを含む。）								
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次
							標準経由期間	日	